

# 第9次墨田区交通安全計画（概要）

## 【計画の性格】

本計画は、交通安全対策基本法に基づき、第10次東京都交通安全計画に準拠して作成するもので、墨田区内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である。

## 【計画期間】

平成28年度から平成32年度までの5か年

### 計画の目標

子ども、高齢者、心身障害者等の交通弱者の安全を保障するため、道路や安全施設の整備、道路利用の適正化等良好な道路交通環境の確保を図る。

自転車を含めた運転者をはじめ、交通に関わるすべての区民が進んで正しい交通ルールの遵守と交通マナーを身につけ、交通事故の着実な軽減を図る。

交通事故によって生じる被害者の救命と救済に対応するため、救命救急体制の整備はもとより、交通事故相談の充実や交通災害共済制度への一層の加入促進を図る。

### 5か年の施策

#### 主な課題と対策

##### ○課題

##### 【道路の整備】

- ・幹線道路の交通量が非常に多く、道路の容量を超えた自動車が裏通りへと迂回するため、裏通りが混雑し、交通事故を招いている。
- ・区道の多くが完全な歩車道分離がなされておらず、特に北部地区は幅員の狭い道路が入り組んでおり、道路整備がいまだに不十分である。
- ・高齢者、障害者等が安心して快適に歩ける、人にやさしい道づくりが必要である。

##### 【老朽化した橋梁の架替え、撤去】

- ・安全で円滑な都市活動及び地域生活の基盤を確保する。

##### 【自転車駐車場整備計画】

- ・放置自転車が街の美観を損ねるだけでなく、歩行者等の安全な通行の支障となっている。

##### 【交通安全設備の整備】

- ・夜間における交通事故防止及び犯罪防止を強化する。
- ・道路交通の安全と円滑化を図る。
- ・障害者差別解消法に基づく合理的な配慮が必要である。

##### ○対策

- ・交通事故防止と地域生活の利便性を図るため、歩道の新設及び拡幅に努める。
- ・歩行者横断部の段差解消や視覚障害者にも利用しやすい歩道への改修を行う。

- ・老朽橋梁について、計画的に架替え及び耐震強化を行う。

- ・時間利用が可能な自転車駐車場等、自転車利用者のニーズに合った自転車駐車場の整備を行うとともに、放置自転車対策として、放置自転車の撤去回数増加や定期的な啓発活動等を行う。

- ・道路照明灯について、老朽化の著しいものを順次建て替え、同時に従来の蛍光灯よりも省電力で明るいLED道路照明灯に改修し、環境対策も行う。
- ・ガードレール、区画線等の施設整備を行う。
- ・音響式信号機、エスコートゾーン等を適切に配置する。

#### 道路、交通安全施設等の整備に関する施策

#### 交通安全教育

##### 【年齢層、対象に応じた交通安全教育】

- ・高齢者に対する交通安全教育
- ・自転車に対する交通安全教育
- ・二輪車に対する交通安全教育
- ・子どもと保護者に対する交通安全教育
- ・車両運転者に対する交通安全教育
- ・自主防衛的要素を加味した交通安全教育

交通安全意識の高揚を図るため、交通安全協会、高齢者団体等の地域の交通安全組織を通じた交通安全教育や、春・秋の年2回実施する交通安全運動等での関係機関や地域住民と一体となった交通安全教育を推進する。

各年齢層を対象に行われる交通安全教育が、生涯を通して一貫性があり、相互に有機的な関連性を持たせることが重要

#### 救急と救済

##### 救急業務体制の整備

交通事故による傷病者に対する救助、救護活動を迅速・的確に実施して救命効果を高めるため、救急資器材等の整備、救急隊員の技術向上を図る。

区民に対しては応急手当法とともに、AED取扱要領、救急車の適正な利用方法等について普及を図る。

##### 救済制度の充実

- ・交通相談所の開設
- ・区民交通傷害保険の加入促進
- ・TSマークの普及

※本計画における「区民」とは、「墨田区内に住所を持つ人」、「墨田区の居住者」、「区外在住だが、墨田区に在学の学生」、「区外在住だが、墨田区に在勤の人」、「区外在住だが、墨田区にある団体に所属して活動する人」を指します。